



市政記者クラブ加盟社 各位

## 児童手当の認定誤りについて

児童手当の支給に当たり、手当額の認定に誤りがあり、過誤払い額について返還請求する事案が発生しましたので、その内容についてお知らせします。

### 1 認定誤りの内容

- (1) 児童手当は、受給者の前年の合計所得金額から定められた控除額を控除した額（以下、「控除後の所得額」という。）が、所得制限限度額未満の場合は「児童手当」（月額1万円/人または1万5千円/人）、限度額以上の場合は「特例給付」（月額5千円/人）として支給額を決定していますが、現行の児童手当の電算システムでは、児童手当の所得制限限度額と控除後の所得額が同額の場合、正しくは特例給付（月額5千円/人）と判定するべきところ、誤って児童手当（月額1万円/人または1万5千円/人）として判定し、手当額を過誤払いしていた受給者がいることが判明しました。
- (2) 児童手当の過誤払いに係る返還請求権は、地方自治法第236条第1項及び会計法第30条の規定が適用され、時効消滅期間は5年となることから、平成29年6月分まで遡って電算システムによる受給者リストにより、同様の事例の有無を確認した結果、手当額の過誤払いによる返還請求の対象となる受給者が2名おり、返還請求額は次表のとおりとなることを確認しました。

【返納対象者2名】（※平成29年度中の支給分については過誤払いの該当者はなし）

No.	返納対象期間	正支給額①	誤支給済額②	返納額②-①
1	平成30年6月分～令和4年5月分	520,000円	1,270,000円	750,000円
2	令和3年6月分～令和4年5月分	120,000円	240,000円	120,000円
			計	870,000円

### 2 今後の対応について

返納対象者の2名の受給者に対して、認定誤りによる過誤払いの事実を説明して謝罪した後、返納手続きをお願いします。

### 3 再発防止策について

児童手当の支給事務に係る電算システムは、令和5年度からは別の事業者のシステムに移行することとしており、新システムにおける所得判定等を含む全てのプログラムが児童手当法の規定に基づく仕様書のとおり適正に処理され、稼働することを複数の職員で確認し、事務処理を行い、再発防止に努めてまいります。

問合せ先：子ども未来部子ども青少年課  
課長 杉田 博信  
(電話) 019-613-8356